

調布市

基礎情報

【人口】 229,061 人 【世帯】 110,581 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

核家族世帯のうち男親と子供（18 歳未満世帯員のいる世帯） 213 世帯、581 人

核家族世帯のうち女親と子供（18 歳未満世帯員のいる世帯） 1,680 世帯、4,579 人

（平成 22 年国勢調査 調布市統計書平成 27 年版）

医療費助成対象者数 24,349 人（平成 24 年度）（調布市まちづくりデータブック 2013）

概要

- 「ひとり親世帯の子ども学習・相談支援事業」、「子ども・若者総合相談事業」、「生活困窮者自立支援事業」における「子どもの学習支援」を一体的に行う子ども・若者総合支援事業（相談、居場所、学習支援）を、調布市社会福祉協議会に委託して平成 27 年度に開始。相談は中学生から 39 歳までの、子ども・若者及びその家族を対象に実施。
- 母子・父子自立支援員のほか、専門的な資格や経験を有する就業支援専門員を配置するとともに、市役所内に設置されている「ちょうふ就職サポート」と連携して、就業支援に取り組む。

（1）子ども・若者総合支援事業への取組

①様々な支援施策の谷間に落ちてしまう子どもへの支援

福祉や子育ての現場における、子どもへの支援が十分でないという実務者としての実感に加え、国における貧困対策への取組みが行われるなどの状況にあって、調布市では、平成 26 年 5 月から平成 27 年度にかけて調査及び検討を実施した。

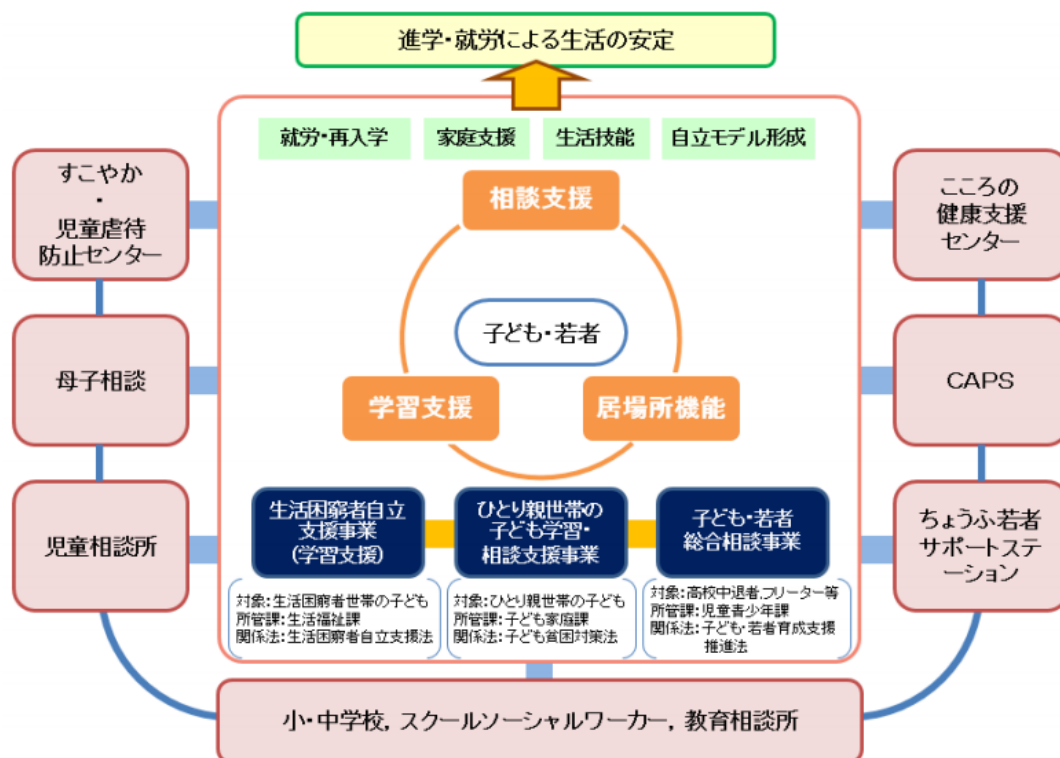
その結果を踏まえ、平成 27 年度から子ども・若者総合支援事業を展開している。子ども・若者総合支援事業は、「家庭の事情等により、進学や就職をあきらめてしまうことがないよう、子ども・若者に対して学習支援や居場所の提供を行うとともに、進学や自立に向けた相談支援を行う」ものである。

子ども・若者総合支援事業の立ち上げにあたっては、教育委員会や学校の校長会、教育相談所、教育支援コーディネーターなどの関係機関に、取り組みの目的や内容等について、事前に十分に理解してもらうことが重要だった。このため、これら関係機関とは、十分な説明、打合せを行っている。

また、ひとり親家庭関連と生活困窮者関連、義務教育修了後の若者支援といった複数の支援を組み合わせることになったことから、責任の所在を明確にするとともに、イニシアティブをとる部署を定めて立上げの準備を進め、事業開始に至っている。

子ども・若者総合支援事業の展開イメージ

調布市では、貧困の連鎖を防止するとともに、社会的に困難を抱えた子ども・若者の自立を支援するため「ひとり親世帯の子ども学習・相談支援事業」、「子ども・若者総合相談事業」、「生活困窮者自立支援事業」における「子どもの学習支援」を一体的に行う「子ども・若者総合支援事業」を実施する。



出典) 調布市「平成 27 年度 市政経営の概要《施策と予算》」

(<http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1427768922687/files/gaiyou1.pdf>)

※1 すこやか 子ども家庭支援センターすこやかの略称

※2 CAPS 中高生専用児童館の名称

②相談、居場所、学習支援からなる支援の取組

子ども・若者総合支援事業は、調布市社会福祉協議会に委託して、平成 27 年 10 月に相談事業を、11 月に学習支援事業を、平成 28 年 1 月に居場所の事業を開始した。実施にあたり、子ども・若者総合支援事業の愛称を「ここあ(ここからあしたへあるいていく)」とした。具体的な取組内容は次頁の表のとおりである。実施場所は調布市の総合福祉センターを利用している。

事業規模は、平成 28 年度当初予算で 37,750 千円、その多くを人件費(事業を行う職員(社会福祉協議会の職員 2 名、嘱託者 3 名)、学習コーディネーター、ボランティア(交通費プラスアルファ程度))が占めている。

なお、本事業は、ひとり親家庭支援関連と生活困窮者自立支援関連などあわせて 3 つの部署が連携して実施しており、事業費は利用実態に合わせて按分し、それぞれの補助事業を活用している。利用者全体の 8 割程度がひとり親家庭である。

子ども・若者総合支援事業の取組みの内容

	対象	内容	実施時間等
相談	中学生から39歳までの子ども・若者、及びその家族	電話・訪問等での相談に応じ、必要な支援機関への紹介等も含め、課題解決に向けた支援を行う。	平日 正午～20時 ※木曜のみ 9時～17時
居場所	高校中退・引きこもり等の状態にある15歳から20歳までの子ども・若者。なお、不登校の中学生も含む。	他者との交流、調理実習などの活動を通して、社会経験や生活技術を得られる機会をつくる。 また、復学や高校中退予防のための学習サポートを行う。	月・火・水・金 14時～20時 ※利用の日時は相談による。
学習支援	児童扶養手当や就学援助等を受給している家庭の中学生。最長3年間で、中学卒業まで。	学習コーディネーターと学生ボランティアによるマンツーマンの指導により、高校進学に向けた学習、及び学習習慣獲得のための支援を行う。少し年上の学生ボランティアと気軽に話もできる場。	月・水・金 18時～20時 ※利用の日時は相談による。

出典) 調布市 子ども・若者総合支援事業のパフレット等より作成

③部屋感覚に近い雰囲気のある「居場所」

居場所事業を行う総合福祉センターのスペースは、学校や教室のような雰囲気ではなく、音楽が聴ける、ソファで横になれるなど、自宅の部屋に近い雰囲気のある空間となるように工夫している。

居場所の様子



出典) 調布市「子ども・若者総合支援事業のパフレット」

④待機者が出る学習支援の利用状況

利用状況は下表のとおりである。居場所や学習支援は登録制となっており、登録の前に、必ず相談のプロセスを経ることとなっている。

学習支援に参加した子供からは、「勉強を楽しんだと思った」、「もっと早くから勉強すればよかった」、「わからないことがわかった」といった声が聞かれる。また、親や学校の先生からは、「子どもが変わった」という評価も得ている。大学生のボランティアとマンツーマン（ボランティアは固定ではない）で学習を行う中で、「自分だけを受け止めてもらえる」、「自分のことを心配して励ましてくれる人がある」といったことが子どもにとって貴重な経験となり、その結果として意欲の向上につながっているという指摘もある。

子ども・若者総合支援事業の利用状況（平成28年10月現在）

	利用状況	備考
相談	個別相談 102件 (延べ件数 1201件)	平成28年4月から10月
居場所	登録者 11人 (延べ利用件数 289件)	平成28年4月から10月
学習支援	登録者 58人	上記期間。1人週1回が原則であるが、家庭の事情等により週2回が必要と判断した場合は週2回。 1日の受入数は25人。 相談を受け、学習支援を希望するが登録できない待機者が5人。

出典) 調布市提供情報

⑤ボランティアの大学生への研修も実施

学習支援は、登録制となっているボランティアがマンツーマンで実施している。主に大学生が登録し、平成28年10月現在で69人に達している。

ボランティアは、「守秘義務があること、外部で子どもと会ってはいけないこと、メールアドレスの交換禁止」など、守るべきこと等について事前に研修を受けている。事業開始前後にはミーティングを行い、子どもの学習の状況等の情報共有をしている。

また、大学生が子どもの状況を受け止めきれないことが生じた場合に対応して、ソーシャルワーカーが相談に応じるなどの体制も整えている。

学習支援は、大学生にとっても重要な学びの場となっている模様である。

⑥様々な機会を活用した関係者への情報提供

子ども・若者総合支援事業「ここあ」の情報提供については、以下のような方法で案内を配布して実施している。

- 6月に就学関連の支援を受けている小学校1年生から中学校3年生までの子どもがいる世帯に案内を郵送（約1,500世帯程度）
- 8月に児童扶養手当の郵送に案内を同封（約1,200世帯程度）
- 3月に市内の小学校、中学校を卒業する子どもに案内を配布（2,000～3,000人程度）

(2) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の開始とハローワークとの連携

①母子・父子自立支援員と就業支援専門員の連携による就業支援

ひとり親家庭の相談窓口を設置している子ども家庭課には、母子・父子自立支援員と就業支援専門員を配置している。

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭が抱えている生活上の相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を担当している。また、就業支援専門員は、ひとり親家庭の自立と生活の基盤を支えるために就業に関する相談を面談等で行うこととなっている。

母子・父子自立支援員は4名おり、いずれも市の正規職員として、社会福祉職や事務職、保健師職などの職員である。就業支援専門員は2名おり、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門的な資格を持ち、相談支援の経験を有する人材であり、非常勤の特別職となっている。

就業支援専門員の特徴は、就業を軸に生活全般にも配慮し、全般的な相談にも対応していることである。必要に応じて母子・父子自立支援員につなぐほか、一緒に相談を受けるといったこともある。

②「ちょうふ就職サポート」の開設と連携

調布市では平成26年8月4日に、ハローワーク府中と共同で、就業支援窓口「ちょうふ就職サポート」を市役所2階市民ロビー内に開設した。ここでは、児童扶養手当受給者やこれらの相談・申請をしている方等を対象に、就職相談や就職情報の提供などを行っている。

このため、ひとり親から就業相談があった場合、その状況により、すぐに就業支援専門員等が「ちょうふ就職サポート」に同行、紹介し、ハローワークによる支援につなぐことができる。

「ちょうふ就職サポート」には、ハローワークの職員が2名配置されていることから、同じ職員による継続的な支援を受けられるメリットがある。

なお、「ちょうふ就職サポート」では、原則としてハローワークとほぼ同様の支援を受けられるが、一部の手続きについては、ハローワーク府中に行かなければならないこともある。

③母子・父子自立支援プログラムの策定実績

調布市における母子・父子自立支援プログラムに関する相談件数、策定件数、就職件数は下表のとおりである。

母子・父子自立支援プログラムの策定状況等（平成27年度）

	相談件数	実人数	策定件数	就職件数
母子家庭	665	120	18	39
父子家庭	16	1	0	2
女性相談	70	12		4
男性相談	1	1		0

出典) 調布市ヒアリングより作成

以上